

備考	西宮市上大市2-16-25 住所記載、販賣者同様に記入 西宮市役所前黒民セナタ一 H31.1.5	H31.1.5 平成31年1月7日	移転証
----	-----------------------------------------------------------	----------------------	-----

注意事項

- 取引の関係者から請求があつたときは、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 登録が消滅されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 本証は他人に譲り受け、又は譲り受けた場合は、使用してはならない。
- 本証は更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。